

大阪市動物愛護推進員設置要領

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下、「法」という。）第38条の規定に基づき、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進を図るため「大阪市動物愛護推進員」（以下、「推進員」という。）を設置する。

(推進員の活動)

第2条 推進員は、動物の適正飼養の普及や動物愛護精神の高揚を図り、人と動物が共生する社会づくりを推進するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること。
 - 二 市民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための繁殖を不能にする手術その他の措置に要する必要な助言をすること。
 - 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
 - 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養と愛護の推進のために国又は大阪市が行う施策に必要な協力をする。
 - 五 災害時において、国又は大阪市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする。
- 2 推進員が活動を行う場合には、適正飼養等の助言を受ける者の人格を尊重するとともに、プライバシーの保護に配慮し、公平公正な対応を行うものとする。
- 3 推進員は、大阪市が主催する研修会に参加すること等により、動物の適正飼養と愛護の推進について自己啓発に努めるものとする。

(任命等)

第3条 市長は大阪市動物愛護推進会議を構成する団体の長の他、保健福祉センター所長又は動物管理センター所長（以下、「団体等の長」という。）の推薦に基づき、推進員を任命する。

- 2 「団体等の長」は、大阪市内に在住又は勤務し、かつ動物愛護の推進に熱意と見識を有する者の中から、推進員として適当と認めた者を推薦する（様式第1号）ものとする。
- 3 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

(推進員の証)

第4条 推進員が活動に従事するときは、「大阪市動物愛護推進員の証」(様式第2号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(推進員の解任)

第5条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中であっても解任することができる。

- 一 推進員の活動範囲を著しく超え、再三にわたる注意を無視した場合。
- 二 推進員としてふさわしくない行為をした場合。
- 三 本人から辞任の申し出があった場合。

2 推進員は、前項の規定により解任された場合は、「大阪市動物愛護推進員の証」を市長に返納するものとする。

(報告)

第6条 推進員の活動に関する報告等は、動物愛護推進員活動報告書(様式第3号)により、大阪市動物愛護推進会議事務局(大阪市健康局健康推進部生活衛生課)を経由して大阪市に随時報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進員に関する庶務は、大阪市健康局健康推進部生活衛生課及び大阪市動物管理センターが行う。

(その他)

第8条 推進員の活動に伴う交通費については実費弁償とする。

第9条 この要領に定めるほか、推進員の活動に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(委員任期)

この要領により最初に委嘱を行った推進員の任期については、第3条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

(施行期日)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

- | | | | |
|-------|-----|-----|------|
| 平成17年 | 3月 | 7日 | 一部改正 |
| 平成18年 | 10月 | 20日 | 一部改正 |
| 平成19年 | 3月 | 19日 | 一部改正 |
| 平成19年 | 4月 | 1日 | 一部改正 |
| 平成24年 | 4月 | 1日 | 一部改正 |
| 平成25年 | 12月 | 2日 | 一部改正 |

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

令和 2 年 10 月 28 日 一部改正

(様式第 1 号)

年 月 日

大阪市健康局長 様

団体等代表者名

大阪市動物愛護推進員の推薦について

標題について、別紙名簿のとおり大阪市動物愛護推進員として推薦いたします。

(おもて)

第 号 氏名 生年月日 年 月 日 動物愛護推進員の証 (有効期限 年 月 日発行 年 月 日) 大阪市長	(本人写真貼付欄)
--	----------------------

(うら)

この証票を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十八条第一項の規定による動物愛護推進員であることを証する。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年十月一日法律第百五号）抜すい

（動物愛護推進員）

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力を行うこと。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力を行うこと。

(様式第3号)

平成 年 月 日

動物愛護推進員活動報告書

大阪市動物愛護推進会議事務局宛

動物愛護推進員名：
電話番号：
Email：

大阪市動物愛護推進員の活動について、次のとおり報告します。

日時	年 月 日 ()
場所	
内容	
備考	
事務局からの 連絡方法	☐ 電話連絡 ☐ メール連絡 ☐ 連絡不要 ☐ その他 ()

【送付先】 大阪市動物愛護推進会議事務局事務局

〒530-820 大阪市北区中之島 1-3-20

健康局健康推進部生活衛生課（乳肉衛生・動物管理グループ）

電話：06-6208-9996 FAX：06-6232-0364 Email：fc0006@city.osaka.lg.jp